

那覇市地球温暖化対策協議会運営規約

平成 22 年 7 月 22 日総会議決

那覇市地球温暖化対策協議会運営規約(平成 20 年 7 月 30 日総会議決)の全部を改正する。

(名称)

第 1 条 本会の名称は、那覇市地球温暖化対策協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、那覇市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者及び行政機関等の協働により、那覇市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図ることで、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地球温暖化対策の具体的な行動及び活動の普及促進に関する事業
- (2) 自然エネルギーの利用促進及び普及活動並びに省エネルギーの取り組みの推進に関する事業
- (3) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進に関する事業
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、協議会の目的に賛同する市民、市民団体、事業者、NPO 及び行政機関等並びに学識経験者を会員とする。

(役員)

第 5 条 協議会を円滑に運営するため、役員として会長 1 人、副会長 1 人、監事 1 人を置き、会員の中から互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計及び事務処理の監査を行う。
- 5 役員の任期は原則 2 年とし、隔年の定例総会の日までとする。ただ

し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任を妨げない。

(総会)

第 6 条 会長は、年 1 回定例総会及び必要があると認めるときは臨時総会を招集する。

2 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 規約の改正に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 役員の選任に関する事項

(5) その他、必要と認める事項

(幹事会)

第 7 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、役員及び幹事をもって構成する。

3 幹事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。

4 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

5 幹事会は、第 6 条第 2 項に掲げる事項についてあらかじめ審議及び調整する。

6 幹事会は、前項に掲げるものを除き重要な事項を審議し、決定する。

7 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(会員以外の者の参加)

第 9 条 会長は、協議会の事業を推進するため必要があると認めるときは、協議会の活動に会員以外の者を参加させることができる。

(報酬)

第 10 条 役員及び幹事には、交通費を支給することができる。

(会計)

第 11 条 協議会の経費は、那覇市負担金、会員会費、寄付金及び事業収入等をもって充てる。

2 協議会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、当分の間、事務局を那覇市環境部環境政策課地球温暖化対策推進室内に置く。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成 22 年 7 月 22 日から施行する。